

台風接近・通過等に伴う臨時休業等に関するガイドラインについて
(生徒の登下校時の安全確保について)

日頃より世田谷区立各中学校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。
世田谷区教育委員会では、台風接近・通過時や大雪における生徒の安全を確保するため、登下校等の扱いについて、世田谷区として統一の基準で判断する「ガイドライン」を作成しています。
つきましては、本ガイドラインについてご理解いただくとともに、ご家族の安全な登下校等にご協力くださいますようお願いいたします。

「台風接近・通過等に伴う臨時休業等に関するガイドライン」

世田谷区(23区西部)に「暴風警報」(「暴風雪警報」を含む)が気象庁より発令された場合、各学校は、以下の基準に基づき、安全対策を講じるものとする。

(1) 登校前に発令された場合

- ① 午前11時までに解除された場合・・・平常授業とする。
- ② 午前11時までに解除されない場合・・・臨時休業日とする。

前日までに台風の接近・通過や大雪等が予想される場合には、学校から、対応の内容や留意点等の詳細を連絡いたします。また、世田谷区のホームページにも、区としての対応方針が表示されます。

なお、学校から通知した内容と台風接近・通過の当日の対応に変更がない場合は、改めて各学校からの連絡はいたしません。

また、区や学校のホームページにアクセスできない場合や各担任からの連絡が遅れる場合があるため、気象庁ホームページにて暴風警報(世田谷区)の有無を確認の上、ご判断ください。

(2) 登校後に発令された場合

「暴風警報」が発令された時刻やその他の警報等の情報を勘案して、区としての安全対策(「下校時刻の変更」や「一時待機」等)を決定し、学校に周知する。

中学校については、区的安全対策に基づき、「下校時刻前に」または「一時待機」してから、原則として、教職員等が付き添って、集団下校させる。

(3) 移動教室等宿泊行事や部活動が予定されている場合

移動教室等宿泊行事を予定している場合には、学務課・教育指導課と協議するとともに、現地の状況を踏まえた上で、集合、出発時間、行程、実施内容の変更等、安全対策を講じる。

夜間学級ご家族様

世田谷区教育委員会

大規模地震が発生した場合の対応について

新年度が始まりました。今年度も、世田谷区の教育活動についてご理解ご協力いただきますようお願いいたします。さて、世田谷区では、東日本大震災を受け、大規模地震が発生した場合の対応を以下のように決めています。新年度になりましたので、改めてご連絡いたします。ご理解ご協力よろしくお願いいたします。

大規模地震（区内で震度5弱以上の地震）が発生した場合の対応は、原則として、次のとおりとします。

1 登校前に大規模地震が発生した場合

- 生徒は、学校から連絡があるまでの間、「自宅待機」とします。
- 学校は、区の災害対策本部又は教育委員会からの指示に基づき、「臨時休校」又は「自宅待機の解除」の決定をします。
- 学校は、「臨時休校」又は「自宅待機の解除」の決定をしたときは、電話、学校ホームページ等により、その旨をご家族に連絡します。

2 在校中に大規模地震が発生した場合

- 学校は直ちに教育活動を中断し、生徒の安全確保を徹底するとともに、交通機関の運行を確認し、生徒が安全に帰宅できるかを判断します。
- 学校は各担任からの電話、学校ホームページ等により、生徒の安否、学校の被害状況、ご家族への引渡しを行うこと等を保護者に連絡します。
- 生徒の帰宅方法は、原則として自身で帰宅しますが、ご家族と相談して決定します。
- 保護者、ご家族と連絡が取れるまで学校で保護し、学校において、飲食、防寒等の必要な対応を行います。
- 保護者、ご家族がご職場等に留め置かれた場合も、校内保護を原則として、ご家族と相談して決定します。
- 生徒が帰宅した場合、直ちに学校までご連絡ください。

3 登校・下校途中に大規模地震が発生した場合

- 通学路等を巡回し、生徒の安全確保にあたり、学校に誘導します。
- 生徒が学校に到着した後の対応は、在校中に準じます。
- 生徒が帰宅していた場合は、安全な状況であるか確認に努めます。